

平成27年度の障害者虐待の状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第20条、及び児童福祉法第33条の16の規定に基づき、福岡県内における障害者虐待（障害児への施設従事者による虐待を含む。）の平成27年度の状況を以下のとおり公表します。

1 障害者虐待の状況

(1) 障害者福祉施設従事者等による虐待

※障害者福祉施設従事者等：障害者総合支援法及び児童福祉法で規定する障害者（児）施設に係る業務に従事する者

年度	相談・通報・届出件数	事実確認調査を行ったもの	虐待と判断したもの		
			虐待と判断したもの	虐待ではないと判断したもの	虐待の判断に至らなかったもの
27	90件	47件	8件	26件	13件
26	74件	37件	7件	16件	14件
25	61件	52件	4件	20件	28件

【平成27年度の状況】

- 虐待と判断した8件の施設の種別は、通所系事業所4件、入所系事業所4件
- 虐待の種別は、身体的虐待4件、身体的及び心理的虐待2件、心理的及び性的虐待1件、放棄・放置（ネグレクト）1件
- 市町村では79件の、県では11件の施設等虐待に関する相談・通報・届出を受けた。
- 事実確認調査は基本的には市町村が実施。ただし3件について、緊急性、利用者の広域性を勘案し県が直接実施。
- 虐待と判断した事案8件のうち、2件は事実確認調査により県が判断。残る6件は市町村が判断。
- 県・市町村は、それぞれが虐待と判断した施設に対し、施設実地指導、職員への研修を実施するほか、その後の施設業務の改善状況について報告書の提出を求め、確認を実施。

(2) 養護者による虐待

※養護者：障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

年度	相談・通報・届出件数	事実確認調査を行ったもの	虐待と判断したもの		
			虐待と判断したもの	虐待ではないと判断したもの	虐待の判断に至らなかったもの
27	164件	135件	46件	29件	60件
26	172件	158件	45件	31件	82件
25	187件	135件	60件	27件	48件

【平成27年度の状況】

- 市町村において虐待と判断したもの46件。
虐待の種別（複数回答有）は、身体的虐待25件、心理的虐待14件、放棄・放置（ネグレクト）10件、経済的虐待8件、性的虐待2件。
- 虐待を受けた障害者の性別は、女性78.3%、男性21.7%。
- 虐待を受けた障害者の障害種別（複数回答有）は、身体障害21名、知的障害20名、精神障害（発達障害を除く）16名、発達障害なし、難病等1名。
- 虐待者は、親42.3%、配偶者17.3%、子9.6%、兄弟姉妹9.6%など。
- 養護者による虐待の対応は市町村が実施。46件の事案のうち15件（32.6%）について虐待者からの分離を行った。

(参考) 使用者による虐待（国（福岡労働局）まとめ）

※使用者:障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

年度	事実確認調査を行ったもの	虐待と判断したもの	虐待ではないと判断したものと及び虐待の判断に至らなかったもの
27	63件	15件	48件
26	54件	8件	46件
25	33件	5件	28件

【平成27年度の状況】

- 虐待と判断した15件の虐待の種別は、経済的虐待8件、身体的虐待2件、心理的虐待2件、身体的及び心理的虐待1件、経済的及び心理的虐待1件、性的虐待1件
- 虐待を受けた障害者の障害種別は、知的障害6名、身体障害4名、精神障害（発達障害を除く）2名、発達障害2名、身体及び知的障害1名
- 国（福岡労働局）において、虐待を行った使用者に対する助言・指導が行われたほか、事実確認調査を行った使用者に対して、障害者雇用や最低賃金等についての助言・指導が行われた。

2 障害者虐待防止のための県の取組（平成27年度）

- 障害者福祉施設管理者に対する集団指導において、障害者虐待防止法の説明や虐待防止の取組の周知を行う（961事業所）とともに、実地指導において、状況に即して虐待防止の取組を指導（266事業所）
- 新たに障害者福祉施設の指定を行う際は、施設の現地確認において、虐待防止のための取組の指導をあわせて実施（247事業所）
- 市町村職員を対象として「障害者虐待防止に関する事例検討会」（2回開催）を開催し、具体的な虐待事案への対応について助言、支援を実施
- 障害者福祉施設従事者、市町村職員等（約250名）を対象に「障害者虐待防止・権利擁護研修」を開催し、虐待事案対応に関する研修を実施（10月）

平成 27 年度の障害者虐待の状況について

1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況

(1) 相談・通報・届出件数

相談・通報・届出件数	事実確認調査を行ったもの	虐待と判断したもの	虐待ではないと判断したもの	虐待の判断に至らなかったもの
90件	47件	8件	26件	13件

(2) 虐待と判断した事案の概要

事案 項目	1	2	3	4
施設の種別 (地区)	生活介護・就労継続 B型 (福岡地区)	共同生活援助 (福岡地区)	医療型障害児入所施設 (福岡地区)	生活介護・施設入所支援 (福岡地区)
被虐待者の状況	男性 20代1名 女性 10代1名 (身体障害、知的障害)	女性 30代 (知的障害)	男性 幼児1名 (身体障害、知的障害)	女性 30代 (知的障害)
虐待の種別	身体・心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
虐待を行った 従事者の職種	サービス管理責任者	世話人	保育士	生活支援員
県・市町村が 行った措置	改善計画の提出による 事業所指導	改善計画の提出による 事業所指導 虐待を行った障害者 福祉施設従事者への 注意・指導	施設に対する指導 虐待者への指導、虐待に 関する研修実施	改善計画の提出による 施設指導
虐待の内容	・利用者の頬を叩いた	・利用者の頭を叩いた	・入所児の腕の長い毛を 引っ張って抜いた	・利用者を車いすに乗 せ、危険な行動をとった

事案 項目	5	6	7	8
施設の種別 (地区)	放課後等デイサー ビス (福岡地区)	就労継続A型 (福岡地区)	福祉型障害児入所施設 (筑豊地区)	生活介護・就労移行支 援・就労継続B型 (福岡地区)
被虐待者の状況	女性 10代 (知的障害)	女性 20代 (精神障害)	男性 10代5名 女性 10代1名 (知的障害)	通所者全般に対する行 為であるため、特定困難 (知的障害)
虐待の種別	身体的虐待	性的・心理的虐待	身体・心理的虐待	放棄・放置
虐待を行った 従事者の職種	支援員	支援員	保育士、児童指導員	施設長
県・市町村が 行った措置	事故報告の提出による 改善指導	改善計画の提出による 事業所指導	施設職員への研修の実 施、施設内カメラの増 設、第三者による業務改 善機関の設置といった 改善計画の提出による 施設への改善指導	改善計画の提出による 事業所指導
虐待の内容	・利用者の足を蹴った	・利用者へのわいせ つな言動	・児童を洗濯機に入れよ うとした ・言うことを聞かない児 童の食事を途中で片づ けた ・児童に対し、強く怒っ たり、叩いたりした	・利用者間のトラブルの 報告を受けたのに、対応 措置を講じなかった

2 養護者による障害者虐待の状況

(1) 相談・通報・届出件数

県内全市町村で 164 件

(2) 相談・通報・届出者

区 分	人数	割合(%)
相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	70	42.8
本人による届出	33	20.2
当該市町村行政職員	23	14.0
家族・親族	11	6.7
医療機関関係者	10	6.1
近隣住民・知人	5	3.0
介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	5	3.0
警察	2	1.2
その他	5	3.0
合計	164	100.0

(3) 事実確認の状況

区 分	件 数	割合(%)
事実確認調査を行った事例	135	79.9
立入調査以外の方法により調査を行った事例	134	79.3
訪問調査を行った事例	87	51.5
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	47	27.8
立入調査により調査を行った事例 (法 11 条適用)	1	0.6
警察が同行した事例	0	0.0
事実確認調査を行っていない事例	34	20.1
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	24	14.2
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	6	3.6
他部署等への引き継ぎ	4	2.4
合 計	169	—

(注) 事実確認の状況には、平成 26 年度に通報があったもののうち、平成 27 年度にかけて事実確認調査を行ったもの (5 件) が含まれるため、合計件数は平成 27 年度の相談・通報・届出件数 164 件と一致しない。

(4) 事実確認調査の結果

区 分	件 数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	46	34.1
虐待ではないと判断した事例	29	21.5
虐待の判断に至らなかった事例	60	44.4
合 計	135	100.0

(5) 虐待の種別

区 分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待
件 数	25	2	14	10	8

(注) 虐待の種別には重複があるため、合計は虐待判断事例の件数 46 件と一致しない。

(6) 被虐待障害者の状況について

ア 障害種別

区 分	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	難病等
人 数	21	20	16	1

(注) 障害の種類別に重複があるため、合計は虐待判断事例の件数46件と一致しない。

イ 性別及び年齢

○被虐待障害者の性別

区 分	男 性	女 性	合 計
人 数	10	36	46
割合(%)	21.7	78.3	100.0

○被虐待障害者の年齢別

区 分	～19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60歳 以上	合 計
人 数	3	9	6	8	13	7	46
割合(%)	6.5	19.6	13.0	17.4	28.3	15.2	100.0

ウ 虐待者との同居・別居の状況

区 分	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	合計
件 数	35	9	2	46
割合(%)	76.1	19.6	4.3	100.0

エ 世帯構成

区分	件数	割合(%)
単身	6	13.0
配偶者と同居	4	8.7
配偶者及び子と同居	5	10.9
両親と同居	4	8.7
両親及び兄弟姉妹と同居	7	15.2
父親及び兄弟姉妹と同居	1	2.2
母親と同居	4	8.7
兄弟姉妹と同居	2	4.3
その他	13	28.3
合計	46	100.0

オ 虐待者との関係 (複数回答)

区 分	父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟姉 妹	その他	合計
人 数	10	12	6	3	4	1	5	11	52
割合(%)	19.2	23.1	11.5	5.8	7.7	1.9	9.6	21.2	100.0

(7) 虐待への対応策について

ア 虐待者との関係

区 分	件 数
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	15
被虐待者と虐待者を分離していない事例	20
現在対応について検討・調整中の事例	3
その他	8
合 計	46

イ 分離を行った事例の対応

区 分	件 数
① 契約による障害福祉サービスの利用	5
うち、面会の制限を行った事例	3
② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	1
うち、面会の制限を行った事例	0
③ ①、②以外の方法による一時保護	7
うち、面会の制限を行った事例	3
④ 医療機関への一時入院	2
うち、面会の制限を行った事例	1
合 計	15

ウ 分離していない事例の対応の内訳（複数回答）

区 分	件 数
① 養護者に対する助言・指導	17
② 被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	4
③ 既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	2
④ 被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	7
⑤ その他	8
合 計	38

エ 権利擁護に関する対応

- ・成年後見制度は、「利用開始済み」3件、「利用手続中」1件。
（これらのうち、市町村長申立ての事例3件。）
- ・日常生活自立支援事業の利用2件。

(8) 市町村における体制整備 (平成 27 年度実績)

区 分	市町村数	60 市町村に占める割合(%)
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	49	81.7
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	45	75.0
障害者虐待防止について、講演会や市町村広報紙等による住民への啓発活動	38	63.3
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	32	53.3
独自の障害者虐待対応マニュアルの作成	24	40.0
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	23	38.3
成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	31	51.7
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	14	23.3
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	21	35.0
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	28	46.7
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	28	46.7